

平成 25 年 12 月 12 日
復 興 庁

平成 25 年度東日本大震災復興特別会計補正予算の概要
(参考資料)

- P 1 : 福島再生加速化交付金 (新規)
- P 2 : 住まいの復興給付金 (新規)
- P 3 : 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
のうち、商業施設等復興整備事業 (新規)

福島再生加速化交付金

【平成25年度補正予算 512億円】

<目的>

- 福島は、本年8月に区域見直しが全域で完了し、今後は避難指示解除を経て、住民の帰還、更には新規転入も含めた復興の新たな段階を迎えることとなる。
- 復興の動きを加速するために、放射線不安を払拭する生活環境の形成、生活復興拠点の形成等の新たな施策を、現行では個別に実施していた交付金等と併せて大括り化し、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱として新たに創設する。

<概要>

福島の原子力災害からの復興の動きを加速するために、福島復興の柱として「福島再生加速化交付金」を新たに創設する。これまで個別に実施している福島関連の既存の交付金等と併せて、地元の様々なニーズにきめ細かく対応できるよう、幅広い事業をメニュー化することにより、使い勝手が良く、より柔軟な対応を可能とする。他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用する。

(1) 対象区域

避難指示区域等(各事業メニューに応じて対象地域を設定)

(2) 対象事業

- 長期避難者の生活拠点の形成(コミュニティ復活交付金)
 - ・災害公営住宅の整備等
- 福島定住対策(子ども元気復活交付金)
 - ・子どもの運動機会確保、公的住宅整備等
- 地域の希望復活応援事業の一部
 - ・帰還促進、住民の安全安心、公共施設修繕 等
- 帰還後の生活環境向上対策(新規) 等

(3) 効果

来春以降、一部地域から避難指示解除が期待されており、帰還の原動力として期待される。また、長期避難者への支援に加え、地域の生活環境の向上を図り、魅力ある地域づくりを加速する。

【生活拠点の確保】



【室内運動場の整備】



一括化

住まいの復興給付金

【平成25年度補正予算 250億円】

<目的>

被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

<内容>

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全て満たす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅※¹を所有していた者
- ②再取得住宅※²を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



※1: り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「一部損壊」の認定を受けた住宅又は原子力災害による避難指示区域等内にある住宅のことをいう。

※2: 被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅。

給付額

$$\text{給付額} = \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅の} \\ \text{床面積} \\ \text{※1} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{給付単価} \\ \text{税率8\%時:} \\ \text{5,130円} \\ \text{税率10\%時:} \\ \text{8,550円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅の} \\ \text{持分割合} \end{array} \right)$$

- (※1) ・ 区分所有の場合は、専有部分の床面積。
 ・ 登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。
 ・ 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合は、175㎡分を給付。

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅で、その床面積が以下の要件を満たす住宅。

- ・ 建築の場合：13㎡以上
- ・ 購入の場合：50㎡以上（地上3階以上の共同住宅の場合：30㎡以上）

補修

給付対象者

以下の要件を全て満たす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



給付額

被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価をかけた額(①)と実際に支払った補修工事費(税抜)に増税分の消費税に相当する額のどちらか少ない方を給付

【り災状況に応じた給付単価を掛けた額(①)】

$$\text{給付額} = \left(\begin{array}{c} \text{被災住宅の床面積} \\ \text{※1} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{給付単価} \\ \text{※2} \end{array} \right)$$

- (※1) 区分所有の場合は、専有部分の床面積。登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積
 (※2) 給付単価は、以下のとおり。

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

<問合せ先>

コールセンター

TEL: 0570-200-246(有料) 9:00~17:00(土・日・祝日を含む)

ホームページ

アドレス: <http://fukko-kyufu.jp>



津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 商業施設等復興整備事業(平成25年度補正予算案30億円)の概要

<目的>

- 原子力災害に伴う避難指示解除区域等や津波による甚大な被害を受けた地域(被災3県沿岸)において、速やかな住民帰還や雇用創出に資する企業立地を進めるためには、住民生活を支える小売業、飲食等の商業機能の回復が不可欠。
- このため、原子力被災地域及び津波被災地域における商業機能の回復を目的とした自治体等による商業施設等の整備を支援することで、当該地域の生活利便性向上を図る。

<概要>

(1)対象地域

- 岩手県、宮城県、福島県の沿岸市町村及び原子力災害に伴う避難指示解除区域等

(2)対象事業

- 被災自治体が作成し、復興大臣認定を受けた「まちなか再生計画」に基づき、まちづくり会社等が行う商業施設及び付帯施設・設備の整備。
- 避難指示解除区域等においては、自治体による施設整備も対象。

(3)補助率

- 被災中小企業分:3/4、非被災中小企業分:2/3、その他:1/2
- 避難指示解除区域等 : 3/4 (自治体、まちづくり会社等)

